

3 . 無効審判

《請求人適格》

Q 1 : 利害関係のない者が無効審判請求をして「特許維持審決」が出た場合、「訴えの利益」との関係において、この無効審判請求人は審決の取消を求めて知財高裁に訴えを提起できますか。

A 1 : 訴えを提起することができます。当事者が訴えを提起できることは、特許法第 178 条第 2 項に明示されております。

《請求の理由》

Q 2 : 無効審判請求書の「請求の理由」の補正が、その要旨を変更するものである場合において、被請求人が当該補正を許可する旨の同意回答書を提出する場合（特 § 131 の 2 二）、同意回答書において、同意・不同意とする理由の記載は必要ですか。それとも、同意・不同意との意思表示のみを記載すればよいのですか。

A 2 : 同意回答書（具体的には「回答の趣旨」の欄）には、被請求人が同意するか否かが明確にわかるように「同意する」又は「同意しない」と記載するだけで問題ありません。なお、同意回答書においては、同意・不同意の意思表示の記載のほか、補正事項のうち補正許可の要件を満たさないものが存在する場合には、それらについての意見等を記載することもできます。

Q 3 : 昭和 62 年改正前特許法による特許権に対して無効審判を請求する場合、請求の理由には、必須要件項（独立項）についてのみ無効理由を指摘するだけでなく、実施態様項（従属項）についても指摘する必要がありますか。

A 3 : 必須要件項についての記載のみでも審判請求できますが（昭和 62 年改正前特許法においては、必須要件項が無効となれば実施態様項も一緒に無効となるため）、特許権者が訂正請求で実施態様項を必須要件項にしてきたときに、その実施態様項についても無効理由を記載していないと、無効審判の請求の趣旨、理由の補正ができないため、請求不成立になる事もあり得ます。

《訂正請求》

Q 4 : 同一出願人が同日に同一請求項の特許出願と実用新案登録出願をし、審査段階で特許法第 39 条第 4 項が看過され、特許、実用新案ともに登録になり、その後特許に対して特許法 123 条第 1 項第 2 号の無効理由が存するという理由で無効審判を請求された場合、当該登録実用新案に対して訂正書を提出し、当該同一請求項を削除する訂正をした場合、特許の無効理由は解消されますか。

A 4 : 登録実用新案の請求項が訂正により削除された場合には、特許の無効理由は解消することになります。

Q 5 : 実用新案登録の訂正は無効審判の審決取消訴訟係属中にできますか。

A 5 : 訂正することができます。実用新案法第14条の2により、訂正ができないのは、同法第13条第3項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過したとき、又は実用新案登録無効審判について同法第39条第1項の規定により最初に指定された期間を経過したとき、となります。

《無効一般》

Q 6 : 延長登録無効審判を請求したいのですが、当該特許に複数の延長登録があります。何れの延長登録をも無効にしたいのですが、1件の無効審判請求書で対応できますか。また、手数料は無効とする請求項の数で計算されるのですか。

A 6 : 例えば、ある医薬品等の特許権につき、実施対応(害虫駆除や化膿止め)により許認可が複数の行政庁(農水省や厚労省)にわたり、その結果として延長登録の期間が異なる場合、複数の延長登録が生じ得ます。

このような場合には、その延長登録毎に無効審判の請求が必要となります。通常の無効審判と違い、その特許権を対象とする延長の無効なので、審判請求手数料は「特許請求の範囲」に記載された全ての請求項の数の料金となります。

《口頭審理》

Q 7 : 無効審判の審理において、口頭審理になった時点で、請求人は新たに代理人を立てることができますか。

A 7 : 審判係属中においてはいつでも新たな代理人を立てることができますので、口頭審理になった時点においても可能です。

Q 8 : 無効審判は口頭審理が原則ですが、口頭審理を行う場合は、特許庁に出頭しなければならず、遠い地域の者にとって費用の面からかなり不利になるのではないですか。

A 8 : 当事者の申出などにより、審判合議体(審判官)が特許庁以外の地方に直接赴いて口頭審理(巡回審判)を開催することも可能です。

Q 9 : 口頭審理が行われる場合、必ず代理人(弁理士)の出席が必要ですか。

A 9 : 口頭審理の出頭者については、当事者のみの出頭でもかまいません。ただし、当事者が無効審判の手續等に精通していない場合には、口頭審理において質疑応答などに十分対応できる者(弁理士等の代理人)も出頭することが望ましいと考えられます。

Q10：無効審判においては口頭審理が原則とされていますが、口頭審理と書面審理はどのような判断を基準として区別されるのですか。

A10：無効審判の審理を書面審理で行うか、口頭審理で行うかは、事案に応じて審判長が判断します。迅速処理の観点、多量の証拠が提出されているもの、当事者双方の主張がかみあっておらず、口頭審理において整理が必要なもの等事案の性質の観点、技術的に難解で当事者の説明を受けた方がよい場合など技術困難性の観点を総合的に判断することとなります。

《証人尋問申出書について》

Q11：証人尋問の申出をする際に提出する「証人尋問申出書」の証人の表示の記載について教えてください。

A11：証人の表示の記載は、証人が特定できるよう、住所(居所)、氏名、職業を必ず記載してください。なお、「尋問事項書」には、尋問する事項を列記し、尋問に要する時間も記載してください。

《参加》

Q12：特許法第148条第1項の規定による無効審判への参加においては、参加人は利害関係人である必要がありますか。また、同条第3項の規定による無効審判への参加（いわゆる補助参加）の場合についても同様に扱われますか。

A12：特許法第148条第1項の規定は、無効審判の請求人としての参加ですので、請求人と同様の要件が課され、権利帰属についての無効理由に基づき無効審判が請求されている場合（特§123 ただし書き）を除いて何人も行うことができます。

一方、同条第3項の規定は、被請求人（特許権者）側に参加する場合も含めた規定であるため、利害関係が要求されます（例：ある特許権について無効審判が請求されている場合に、その特許権について実施権を有する者等）。

Q13：特許法第148条第3項の補助参加の要件である「利害関係を有する者」については証明が必要ですか。

A13：特許法第148条第3項の補助参加は、通常は、被請求人側に参加する場合の規定ですので、その場合の利害関係の証明としては、「実施権者やライセンス契約をしていること」を証明することが必要となります。

Q14：特許法第148条第4項において、「参加人は一切の審判手続きができる」と規定されていますが、当該審判請求の取下げはできますか。

A14：参加人は審判請求人が起こした審判の取下げはできません。もし参加した審判事件から脱退する場合、参加取下げをすることになります。請求

人が審判請求の取下げをした場合（参加人の同意は不要）は、参加人が審判を継続することとなり、その継続した審判請求については、参加人が審判請求を取下げることができます。

《期間》

Q 1 5：答弁書等の提出期間の延長請求をした場合、当該延長が認められることはありますか。

A 1 5：原則として延長は認められません。ただし、標準指定期間より短い期間を指定したときや、証拠の量や性質に起因して応答に長期間要するときは職権（職権の発動を促す上申書、延長請求を含む）により延長が認められることがあります。

《取下げ》

Q 1 6： 事件の経緯

無効審判が請求され、無効審決が出された。

被請求人が、無効審決取消訴訟を提起した。

現在、請求人が無効審判を取り下げ、被請求人が訴訟を取り下げること検討している。

質問事項

同日に、請求人が無効審判の請求を取り下げ、被請求人が審決取消訴訟を取り下げた場合、「無効審判請求の取り下げの効果よりも先に、審決取消訴訟の取り下げが効力を発生し、審決が確定してしまい、無効審判の請求が取り下げられない」ということになりませんか。

質問事項

取り下げの効果は、どの時点で発生するのでしょうか。例えば、取下書提出時に直ちに取り下げの効果が発生するのでしょうか。

A 1 6：

無効審判の取下書には、被請求人の同意書が添付されていますが、これは権利の維持を前提とした意思表示と解釈されます。従って、同日の場合は訴えの基礎である審判事件の取り下げの効果を優先することになります。

方式要件が整っていれば（手続却下にならない限り）特許庁が受理した日に効果が生じます。

《意見陳述》

Q 1 7：特許法第 1 8 0 条の 2（求意見制度・意見陳述制度）の規定により、無効審判の審決に対する審決取消訴訟の当事者（特許権者 or 審判請求人）が特許庁に対して、当該訴訟において意見を陳述するよう求めることはできますか。

A 17：審決取消訴訟において特許庁の意見を聞きたい場合には、裁判所から特許庁に対して意見を求めるよう（求意見）、裁判所に職権の発動を促すこととなります（ただし、求意見を行うかは裁判所の裁量となります。）。

また、特許法第180条の2第2項においては、特許庁長官は裁判所の許可を得て、裁判所に対して意見を述べることができると規定されていますが、当事者からの請求に基づいて裁判所に意見陳述の申立てを行うことはありません。

《権利の放棄》

Q 18：無効審判係属中に無効に係る請求項が放棄（特§97）された場合は、その請求項は審理されないのでしょうか。

A 18：放棄がなされた後も設定登録から放棄されるまでの間は当該請求項にかかる権利が存在しており、無効審判は当該請求項（指定商品・指定役務）に係る権利が消滅した後でも請求することができることから（特§123）、その放棄にかかる請求項についても審理の対象となります。

《権利の消滅》

Q 19：権利が消滅している特許権に対して無効審判を請求する予定ですが、特許権者（会社）が合併しています。誰を被請求人として審判を請求すればよいですか。

A 19：相続や合併により権利者であった者が変更した場合には、承継した者が被請求人となりますが、審判請求時は登録原簿上の権利者である者を記載していただければ結構です。ただし、当該承継人が請求時に判明している場合には被請求人欄に承継人を併記してください。

《併合審理》

Q 20：同一の権利に対して複数の無効審判が請求されたとき、その審理は（1）審理の併合によりまとめて審理が行われるのですか。また、（2）併合の審理をせず別々に審理を行い、複数の無効審判のうち一つの審判にのみ訂正請求がなされた場合、その他の無効審判はどのように扱われるのですか。

A 20：

- （1）複数の無効審判でも当事者が相互に関連した請求であれば、これを併合して審理することにより、審理の重複を省き、審理手続を効率化するとともに、審決相互の矛盾抵触を防ぐことができるので、審理の併合の要件を満たせば併合して審理されます。
- （2）無効審判における審理の併合の要件を満たしていないときは、併合して審理を行うことができないため、その他の無効審判の審理を中止し（特§168）、訂正請求がなされた無効審判の結論を待つ場合もあり

ます。訂正請求がなされた無効審判が特許無効審決として確定した場合は、その他の無効審判は訴えの利益がなくなり却下の審決がなされず。

《無効審判の請求人と請求可能時期》

Q 2 1 : 無効審判の請求人適格と請求可能時期について教えてください。

A 2 1 : 権利帰属に係る無効理由（共同出願と冒認出願の要件違反）以外の公益的無効理由（新規性欠如・進歩性欠如等）については何人（自然人・法人）も無効審判を請求することができます（商標については異議制度が存在する関係で利害関係が必要となります）。法人格を有しない業界団体等であっても、社団または財団であって、代表者又は管理人の定めのあるものに該当すれば、無効審判を請求する当事者能力は認められています。請求時期は、設定登録後であれば、特許権の消滅後においても無効審判を請求することができますが、確定審決と同一の事実及び同一の証拠に基づき再度の審判請求をすることはできません（一事不再理）（特§ 167）。

《無効審判請求における証拠提出》

Q 2 2 : 無効審判請求時に無効理由となる公知性を示す刊行物を主要証拠として提出する際に、刊行物の頒布時期を証明する書類は、審判請求時に提出する必要がありますか。

A 2 2 : 無効の根拠となる事実（主要事実）は無効審判の請求理由の記載要件であるため、審判請求時に刊行物の頒布時期を含め具体的に特定することが必要です。後になって、頒布時期の信憑性について当事者間で争点となった場合に、その時期を証明する書類を提出することは間接事実・間接証拠の追加に当たり、主要事実を実質的に変更する補正には当たらないとされています。しかし、迅速かつ的確な審理のために、証拠書類は早期に提出されることを推奨します。

《無効審判請求書の「請求の理由」の補正、要旨変更にあたる補正》

Q 2 3 : 無効審判について、無効理由の証拠は、あとから追加できますか。

A 2 3 : 無効理由の証拠の追加は、「無効にする根拠となる事実（主要事実）」を実質的に変更するものとなるため、原則請求の理由の要旨を変更する補正に該当し、認められません。ただし、特許法第 1 3 1 条の 2 第 1 項ただし書き及び第 2 項の規定により、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかであり、且つ同法第 2 項各号に該当する事由がある場合には、要旨変更にあたるものであっても例外的に審判長の裁量により許可されることがあります。

《権利帰属に関する審判請求人適格（利害関係人）》

Q 2 4：冒認出願（特許法第 1 2 3 条第 1 項第 6 号）など、権利帰属に関する無効理由による無効審判の請求人適格は利害関係人に限られる（特許法第 1 2 3 条第 2 項ただし書き）とのことですが、ここで言う利害関係人とは、どういった範囲の人を指すのでしょうか。

A 2 4：権利帰属に関する無効理由による審判は利害関係人のみが請求することができます。ここで言う利害関係人とは、真の権利者（特許を受ける権利の真の共有者や真の発明者など）、実施権者等に限られず、当該特許発明と同一あるいは類似の物品、装置を製造、販売している者、あるいは当該特許発明と同一あるいは類似の方法を実施している者などの同業者も含むとされています。

《前審関与》

Q 2 5：無効審判事件における審判官が、当該審判に係属している特許の異議申立に関与した審査官と同一人物である場合には、前審関与にあたらないのでしょうか。

A 2 5：特許法第 1 3 9 条第 6 号には「審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき」はその職務から除斥されると規定されているので、付与前異議に審査官として関与していても、その理由を不服とする拒絶査定不服審判にあたらない以上、前審関与にはあたりません。なお、付与後の特許異議申立と特許無効審判は、上級審、下級審の関係がなく、別事件なので、この場合も前審関与は問題となりません。

《無効審判における一事不再理》

Q 2 6：無効審判で特許維持の審決がなされ、その審決が確定した後に、初めの無効審判で使用した証拠に新たな証拠を追加して、再度別の無効審判を請求しようと思っておりますが、一事不再理にはあたらないのでしょうか。

A 2 6：先の無効審判の証拠に新たな証拠を追加して再度無効審判を請求することにより、先の無効審判で提示されていた無効理由についての評価に影響を及ぼす場合（例えば立証されるべき技術内容を異にする等）には、一事不再理に当たらないとされる場合もあります。しかし、証拠が異なっても、立証される技術内容が同一である等、先の無効理由の評価に影響がない場合には、一事不再理が適用される可能性が高いと考えられます。

Q 2 7：訂正請求が認められた無効審判において特許維持の審決がなされ、その審決が確定した場合、訂正請求にて審理された部分について一事不再理は適用されますか。すなわち、その後の訂正要件違反であることを理由とする無効審判の請求は、一事不再理が適用され、認められないのでしょうか。

A 2 7：訂正請求が認められた上で特許維持の審決が確定した場合、訂正請求にて審理された部分についても一事不再理の法理が適用されますので、同一の事実、証拠をもって当該訂正請求で判断された訂正の要件違反を無効理由とする無効審判を請求した場合には、当該請求が却下されることがあります。

《無効審判における意見書提出のための標準指定期間の例外》

Q 2 8：無効審判における答弁書や意見書などの提出のための指定期間について、「標準指定期間」が運用指針として示されましたが、その運用指針には「権利者の第 1 回目の法定の答弁書提出のための指定期間の再適用（特許法第 1 3 4 条第 1 項）」という項目がありますが、「再適用」とはどのような意味でしょうか。

A 2 8：無効審判における訂正請求機会付与の例外的措置のことです。間接事実の追加や補助事実の追加の補正があった場合、要旨変更にはあたらないが請求理由が実質的に補強されていれば特許権者に訂正請求の機会を与える余地があるなどの場合に適用されます。具体的要件としては 要旨変更と相当しない請求理由の補強があった。特許権者が当初の請求書の主要事実の存在を認めず、回避手段としての訂正請求をしていない。補強後の請求理由を根拠にすれば適切な無効理由の構成が可能。の 3 点を満たすことが要件となります。要旨変更をしているわけではありませんので、指定期間について特許法第 1 3 4 条の 2 の規定は適用されず、あくまでも特許法第 1 3 4 条第 1 項の規定を例外的に再適用した指定期間、という扱いになります（「平成 1 5 年改正法における無効審判等の運用指針 付録 7 訂正請求の機会付与に関する運用指針」を参照。）。

《無効審判と訂正審判の同時係属》

Q 2 9：訂正審判の係属中に無効審判が請求された、あるいは、訂正審判の請求日と無効審判の請求日が同じ日付であった場合、どちらの審判請求が優先されるのでしょうか。

A 2 9：無効審判と訂正審判が同日に請求された場合には、通常、無効審判を優先して審理することとしています。無効審判の係属中は、イ) 無効審判手続の中でそれまでの全事情を考慮して訂正請求を行うことが可能であり、その訂正請求を審理することが特許権者の意図に沿うこと、ロ) 当事者対立構造の無効審判においては審判請求人が訂正請求についての反論を述べることができ、よりの確な審理に資することから、特段の事情がない限り基本的には無効審判の審理を優先することとするのが適当とされております（審判便覧 51-09）。

Q 3 0 : 訂正審判と無効審判が同時係属し、訂正審判が優先して審理された場合や、あるいは無効審判の審決取消訴訟の提起中に訂正審判が提起された場合で、訂正を認める旨の審決が先に確定したとすると、無効審判請求人は訂正確定の事実を知ることができますか。

A 3 0 : 訂正審判による訂正が認められ無効審判より先に確定すると、無効審判の審判請求人に「訂正を認める審決の確定を無効審判請求人に知らせる通知書」が通知されるので、無効審判請求人も訂正確定の事実を知ることができます。そして、当該通知により無効審判の請求人は、変更された後の特許について意見書を提出することができます。また、特許無効審決の審決取消訴訟係属中に訂正認容審決が確定した場合には、特許権者が裁判所に対し、その旨を上申書で提出するのでわかります。その場合、原則として、訂正認容審決確定を理由として審決は取り消されます。

《一部無効審決の効果》

Q 3 1 : 無効審決で一部の請求項が無効とされた場合、残された請求項については形式を整える訂正をする必要がありますか。例えば、独立項を削除した場合、それを引用する従属項については、独立項へ変更する訂正手続きを別途する必要がありますか。

A 3 1 : 訂正の必要はありません。審決の原本は登録原簿の一部とみなされますので、独立項が取り消された場合、その従属項は、独立項があると仮定して解釈されます。異議決定による一部取消の場合も同様です。

《無効審判の審決取消訴訟における基準明細書》

Q 3 2 : 無効審判において、訂正を認める。特許を無効とする。との審決があり、特許権者が審決取消訴訟を提起した場合に、無効審判請求人がの訂正認容部分に不服があるとき、不服を訴える手段はあるのでしょうか。の訂正は審決によりすでに確定してしまっているのでしょうか。

A 3 2 : 訂正請求は審決の確定により確定するとされており(特§134の2で準用する特§128)、審決取消訴訟が知財高裁に係属していれば、当該訂正後の明細書等により出願、公開特許等がされたとのみなし規定は適用されません。審決取消訴訟では、原告の主張する審決取消事由についてのみ審理されることが多く、裁判官の訴訟指揮がない限り、のみが争点となり、取消事由でないについて被告が主張する機会はない蓋然性が高いものと思われま

す。なお、訴訟で主張できず、審決が取り消され、再度の審理において、訂正を認め、無効でないとの審決が成された場合には、被告が審決取消訴訟を提起して、の訂正要件違反を審決取消事由として主張することができます。

《平成15年法改正において設けられた施行規則上の答弁機会》

Q33：平成15年改正法施行日（平成16年1月1日）より前に請求された無効審判に関して、施行後の審決取消訴訟により審決が取り消された場合は、特許庁に差戻された無効審判において、答弁書提出の機会が与えられるのでしょうか。

A33：施行日より前に請求された無効審判では、差戻しの判決があった後の答弁書提出の機会付与は審判長の裁量により運用によって行われていましたが、平成15年改正法で当該運用は施行規則に規定されました（特施則§47の2）。上述の通り施行日の前後で当該運用に変更はありませんが、答弁書の提出に際して、訂正請求を行うことはできません。

《無効審判における平成15年改正法の適用（訂正審判請求時期の制限）》

Q34：平成15年改正法の施行日（平成16年1月1日）より前に特許庁に継続している無効審判について、改正法の施行後に審決取消訴訟が提起された場合、その後差戻しがされ再係属した無効審判の適用法は新法・旧法のいずれになるのでしょうか。

A34：平成15年改正法の施行日前に請求された無効審判の審決についての審決取消訴訟であっても、訴訟提起後の訂正審判の請求日が施行日より後であれば、当該訂正審判については新法が適用されます。また、差戻し決定や、差戻し後の無効審判への訂正の吸収規定（特§181、特§134の3）は施行日以降に請求された無効審判についての適用となります（附則§2）。よって、訂正審判が請求できる期間は新法により制限されますが、訂正審判が請求されたことによる、差戻し決定や差戻し後の無効審判への訂正請求の吸収規定を受けることはありません。

《審決取消の判決が確定した場合の訂正請求の機会付与》

Q35：無効審判で権利有効の審決後、審決取消訴訟が提起され、高裁にて審決取消（権利無効）の判決が確定した場合、再係属の無効審判において訂正請求の機会は与えられるのでしょうか。

A35：特許法第134条の3第1項の規定により、審判請求の理由がないとする審決（特許維持審決）に限って、審決取消訴訟により審決取消の判決があった場合、その判決の確定の日から1週間以内に、被請求人（特許権者）からの申立があった場合に限り、被請求人（特許権者）に対し訂正を請求するための相当の期間が審判長の裁量で指定されます。標準的な指定期間は10日となっております。

《平成15年改正法における裁判所の差戻し決定》

Q 3 6 : 無効審判の審決取消訴訟の出訴後になされた訂正審判請求が平成15年改正法の施行日(平成16年1月1日)より後であった場合、特許法第181条第2項の規定の取消決定により、無効審判事件は特許庁に差戻されるのでしょうか。

A 3 6 : 特許法第181条の規定は、改正法の施行日より後に請求された無効審判についてのみ適用されますので(附則§2)、訂正審判の請求が改正法の施行日より後であっても無効審判の請求が改正法施行後でなければ、審決取消訴訟の差戻し決定や差戻し後の無効審判への訂正請求の吸収規定は適用されません。

Q 3 7 : 特許無効審判の審決に対する訴え(審決取消訴訟)の提起があった日から起算して90日の期間内(特§126 ただし書)に訂正審判の請求をした場合には、裁判所に係属中の特許無効審判の審決取消訴訟において、裁判所は必ず特許法第181条第2項の規定により決定で審決を取り消すのでしょうか。

A 3 7 : 裁判所が特許無効審判の審決を決定で取り消すか否かは、裁判所の判断によります。当該訂正審判の請求に起因して、訂正されるであろう特許を無効にすることについて、特許無効審判においてさらに審理させることが適当であるか否か、を裁判所が判断することになります。従って、特許無効審判の審決に対する訴えの提起後に訂正審判が請求されたとしても、必ず裁判所が当該特許無効審判の審決を決定で取り消すわけではありません。

Q 3 8 : 無効審判の審決取消訴訟における裁判所の差戻し決定は、どのような基準で行われるのでしょうか。

A 3 8 : 特許法第181条第2項の規定からみて、(1)特許権者に訂正の意思があること、(2)特許庁の無効審判手続の中で訂正に係る審理をさせることが相当であること、(3)訂正意思と差戻しが相当と認められることとの間に因果関係があることの3点が要件とされています。「特許無効審判においてさらに審理させることが相当であると認めるとき」については、裁判所の判断によりますが、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正で、明らかに独立特許要件を満たさないものでなければ、差戻し決定がなされる可能性があると考えられます。審決取消訴訟において、差戻しが相当であると原告(特許権者)は主張することができ、裁判所はこれについて、被告(審判請求人)に意見を聞かなければならないため、被告も意見を述べることができます。

《裁判所への訂正の意思表示》

Q 3 9 : 裁判所に対しては、特許法第 1 8 1 条第 2 項の「特許権者が訴え提起後に訂正審判を請求し、又は請求しようとしていること」をどのように示せばよいのですか。

A 3 9 : 訂正の意思の有無の確認については、裁判所の運用によることとなりますが、訴訟手続上、すでに訂正審判が請求されている場合には、当該訂正審判の審判番号等訂正審判を請求している旨を訴状等に記載し、訂正審判請求書の写しを書証として提出することにより、また、後日訂正審判を請求しようとしている場合には、その旨を訴状等に記載して裁判所及び被告に予告するようにすることにより、裁判所に対して訂正の意思を示すことができます。

《無効審判における訂正請求の取下》

Q 4 0 : 無効審判における訂正請求は取り下げることができますか。

A 4 0 : 訂正請求の取り下げの規定は設けられていませんが、訂正請求は訂正審判の規定を多く準用しており、手続の性格も類似するため、訂正審判と同様に訂正請求は取り下げることができるものと解されています。

《訂正請求書の補正の機会》

Q 4 1 : 無効審判における訂正請求書及び訂正明細書等の中に訂正要件違反があった場合、平成 1 5 年法改正前であれば必ず訂正拒絶理由が通知されていたが、改正後は職権審理で発見された訂正要件違反については訂正拒絶理由が通知されるものの、審判請求人が申立てた訂正要件違反については訂正拒絶理由の通知がされないのはなぜでしょうか。

A 4 1 : 無効審判における訂正請求では、訂正要件の審理も当事者の攻撃・防御に委ねるのが適当と考えられ、一方当事者から訂正要件についての主張があれば、通常は再答弁指令や口頭審理等を通じて、相手方当事者に意見を求めることとされています。

Q 4 2 : 無効審判における訂正請求について訂正拒絶理由通知が一部の訂正事項についてなされた場合、意見書の提出期間内に訂正請求書の補正行わないとどうなるのでしょうか。

A 4 2 : 無効審判における訂正請求に対して、一部の訂正事項について訂正拒絶理由が通知された場合に、意見書のみでは訂正拒絶理由が解消せず、且つ訂正請求書の補正が行われなかったときには、訂正拒絶理由が解消されていないこととなりますので、訂正自体が認められず、訂正前の特許に基づき無効審判の審理が行われます。